

# 預金・振込規定の重要性と条項を理解する

●押さえておきたい免責条項やお客様への説明法●

**金** 融機関で行われる金融取引は、すべてに「規定（いわゆる約款）」が設けられており、その規定に書かれた内容をベースに契約や取扱いが行われています。

そこで本特集では「預金規定」「振込規定」に注目して、規定の内容や押さえておくべき条項等を解説していきます。「規定なんか読んだことがない」という方が大半かと思いますが、本特集でポイントをしっかりと把握しておきましょう。



## Q&Aで理解する

# 行職員が押さえておきたい預金・振込規定のポイント

三ヶ尻一郎 三ヶ尻法律事務所 弁護士

まずは「規定」とは何か、規定にはどんなことが書かれているのか等をQ&Aで解説します。

そもそも「規定」とは何？なぜ金融取引で必要なの？



Q1

**お** 客様が金融機関で新たに預金口座を開設したり、振込を依頼したりする場合、各金融機関であらかじめ定められた「預金規定」「振込規定」に基づき取引を行うものとされています。このような規定のことを「約款」といいます。

一般に「約款」とは不特定多数の利用者との大量の取引を定型的・画一的に処理するため、あらかじめ定められた契約条項のことをいいます。例えば、生命保険の保険約款や電車・バスの運送約款等がこれに当たります。金融機関

の「預金規定」「振込規定」といった各種規定も約款の一種です。約款は多数の利用者との大量の定型的取引を迅速・円滑に処理するために有用であり、事業者と消費者間の取引において広く用いられています。

### 全部理解する必要はない

約款は通常、事業者側が一方的に作成し、利用者にはそれ全体を受け入れるか否かというイエス・ノーの二者択一があるだけで、個別の条項について交渉の余地はありません。

例えば、利用者が「この条項は納得できないから外してほしい」「この条項は自分に不利だから修正してほしい」と言っても認められません。

また、一般的な契約が当事者双方の合意があつて初めて成立するのに対し、約款に基づく契約は利用者が約款の内容を全部理解・同意していなくても成立するとされています。

実際、利用者が約款の細かい条

項まで全部理解していることは少ないでしょう（電車の切符を購入する際、運送約款を理解してから購入する人は稀で、むしろ運送約款など見たことがないという人が圧倒的に多いでしょう）。

そのため、時として事業者側が利用者の無知につけ込んで約款の中に自らに一方的に有利な条項を盛り込み、後々に利用者との間でトラブルになることも少なくありません。

このように、約款には一般的な契約とは異なる特殊性があるため、その点を意識しつつ取り扱うことが大切です。

なお、現在の民法では約款に関する規定はまったくありませんが、現在、審議中の民法（債権法）改正（案）では新たに約款に関する定義を設け、これを法的に規制することが検討されています。



お客様との取引を定型的・画一的に処理するため設けられています